

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和8年 3月19日午前10時00分			議長	山野井 隆
	散会	令和8年 3月19日午前11時59分			議長	山野井 隆
出席及び欠席 議員の氏名 出席 21名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別
	1	長 塚 美 雪	○	13	欠 員	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○
	3	岡 口 す み え	○	15	欠 員	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○
	5	杉 山 尊 宣	○	17	欠 員	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事務局 長	前 野 拓	事務局 次長	蛭 原 康 友		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	康英
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸行
総	務	部	吉	田	文彦
政	策	推	進	部	長
財	政	部	長	齋	藤嘉彦
健	康	福	祉	部	長
こ	ど	も	部	長	田中
ま	ち	づ	く	り	振
建	設	部	長	彦	坂
都	市	整	備	部	長
教	育	部	長	助	川直美
消	防	部	長	森	川和典
会	計	管	理	者	渡
総	務	課	長	土	来真一
				浅	野和生
				飯	竹永昌
				岡	田直紀
				齊	藤理昭
				土	谷靖孝

令和8年第1回取手市議会定例会議事日程（第6号）

令和8年3月19日（木）午前10時開議

日程第1	諸般の報告	
日程第2	議案第3号	取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第4号	取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第5号	取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第6号	取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第7号	取手市介護保険条例の一部を改正する条例について
	議案第8号	取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	議案第9号	取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第10号	取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第11号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第12号	令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）
日程第6	議案第13号	令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第14号	令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第15号	令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第4号）
	議案第16号	令和7年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
日程第7	議案第17号	令和8年度取手市一般会計予算
日程第8	議案第18号	令和8年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
	議案第19号	令和8年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第20号	令和8年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第21号	令和8年度取手市介護保険特別会計予算
	議案第22号	令和8年度取手市競輪事業特別会計予算
	議案第23号	令和8年度取手地方公平委員会特別会計予算
日程第9	議案第25号	取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10	意見書案第1号	アメリカ・イスラエルのイラン攻撃を即時中止し、外交努力による平和的解決を求める意見書について
日程第11	閉会中の所管事項調査の申出及び閉会中の所管事務調査の申出について	

会議に付した事件

- 日程第1 諸般の報告
-
- 日程第2 議案第3号 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第4号 取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第5号 取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第6号 取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第3 議案第7号 取手市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第8号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第9号 取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第4 議案第10号 取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例について
議案第11号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第5 議案第12号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）
-
- 日程第6 議案第13号 令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）
議案第14号 令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第15号 令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第16号 令和7年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
-
- 日程第7 議案第17号 令和8年度取手市一般会計予算
-
- 日程第8 議案第18号 令和8年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
議案第19号 令和8年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
議案第20号 令和8年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
議案第21号 令和8年度取手市介護保険特別会計予算
議案第22号 令和8年度取手市競輪事業特別会計予算
議案第23号 令和8年度取手地方公平委員会特別会計予算
-
- 日程第9 議案第25号 取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第10 意見書案 第1号 アメリカ・イスラエルのイラン攻撃を即時中止し、外交努力による平和的解決を求める意見書について
-
- 日程第11 閉会中の所管事項調査の申出及び閉会中の所管事務調査の申出について

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は 21 名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。今定例会の提出議案の説明は、オンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（山野井 隆君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

私から報告いたします。3月5日の本会議において、議案第 24 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 10 号）を議案第 12 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 9 号）に先立って議決したことによる字句及び数字等の整理は、会議規則第 43 条の規定により、議長に委任することを議決しましたので、本職においてサイドブックに掲載した資料のとおり整理いたしましたので、御承知おきください。

以上で、諸般の報告を終わります。

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 2 | 議案第 3 号 | 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 4 号 | 取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 5 号 | 取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 6 号 | 取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |

○議長（山野井 隆君） 日程第 2、議案第 3 号から議案第 6 号までを一括議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、小堤 修君。

〔総務文教常任委員長 小堤 修君登壇〕

○総務文教常任委員長（小堤 修君） 皆さん、おはようございます。委員長の小堤です。それでは、委員会に付託されました議案第 3 号、4 号、5 号、6 号について、それぞれ審査の経過と結果について報告いたします。

まず、議案第3号、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。質疑は2名の委員から、近隣他市の状況と条例改正の基準についてありました。討論はありませんでした。採決は、全員賛成で可決しました。

続きまして、議案第4号、取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてです。質疑は1名の委員から、消防職員は足りているのかというものでした。討論はありませんでした。採決は、全員賛成で可決しました。

次に、議案第5号、取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第6号、取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、一括議題として審査しました。質疑は1名から、教員や保育士の数が足りているのか、というものでした。討論はいずれもありませんでした。採決は、議案第5号及び第6号ともに全員賛成で可決しました。

なお、この議案各号の質疑の詳細については、委員会記録及び配信されておりますYouTubeで御確認ください。以上です。

○議長（山野井 隆君） 以上で、委員長報告が終わりました。

質疑に先立ちまして、議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義をたすために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。なお質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に先立ちまして、議員各位に申し上げます。討論は、議会基本条例第11条にあるとおり、賛成・反対を明確にするものです。また会議規則第69条に、表決には条件を付けることはできないとあります。反対の内容をとうとうと発言して、終わってみれば賛成すること及び何々を求めて賛成・反対との討論は行わないよう厳しく注意いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） おはようございます。とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子でございます。議案第5号、取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第6号、取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成討論いたします。

まず申し上げたいのは、誰もが働きやすい職場づくりを努力義務や善意に頼るのではなく、条例としてしっかりと制度化することの意義です。日本は、ジェンダー平等の分野で世界から大きく遅れを取っており、ようやく動き出したというのが私の率直な実感です。

だからこそ、自治体が率先して制度を整え、明文化し実効性を持たせることが欠かせません。子育て中の女性職員は昇格の打診を受けても、家庭との両立が難しいという現実から、その機会を諦めざるを得ない場面がまだまだ多くあると感じています。特に子育てや教育に関する調整・決定・事務作業など、目に見えにくい負担が日常的にのしかかり、膨大な時間を奪っています。こうした負担は、男性幹部にはなかなか実感しづらい部分でもあり、その結果として、女性職員のキャリア意欲をそいできた側面があると考えます。だからこそ、今回の部分休業制度の拡充は、単なる制度改正ではなく、これまで見過ごされてきた現実に光を当て、組織として責任を持って支える姿勢を示すものです。男女問わず、育児に参画しやすい環境を整えることは、ジェンダーレスな社会の実現に向けた確かな前進であり、取手市が未来に向けて持続可能な組織であり続けるためにも不可欠です。一つ一つの改正は小さなものに見えるかもしれませんが、こうした積み重ねこそが、職員が安心して働き続けられる職場をつくり、優秀な人材の確保・定着につながり、最終的には市民サービスの向上へと結びついていくものと考えます。よって、議案第5号、第6号に賛成いたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

久保田真澄さん。

〔9番 久保田真澄君登壇〕

○9番（久保田真澄君） 議案第5号、取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。昨今の少子高齢化、人口減少に対し、地方自治体が先頭に立ち子育てしやすい環境を構築することは、ワーク・ライフ・バランスを重視する姿勢を地域社会に示す強力なメッセージとなります。近年、自治体職員の男性育休取得率は急上昇しており、2024年度には、一般行政部門で75%に達する自治体も現れています。柔軟な働き方ができる職場環境の整備は、優秀な若手人材の確保、離職防止において選ばれる自治体の必須条件です。取得回数の制限緩和、期間の延長など、制度の拡充は歓迎すべきものですが、一方で、代替職員の確保や残された職員の負担軽減などの体制整備も、並行して進める必要があります。誰もが気兼ねなく制度を利用できる職場環境の構築を求めます。以上、本条例改正が本市の活力ある未来と職員の幸福に大きく寄与することを確認し、賛成討論といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第3号から議案第6号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確

認してください。本日メールでお送りした入室コードを入力してください。

[入室コードを議員が入力]

○議長（山野井 隆君） 全員の入室を確認しました。

議案第3号、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第4号、取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第5号、取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号、取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3	議案第	7号	取手市介護保険条例の一部を改正する条例について
	議案第	8号	取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	議案第	9号	取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第3、議案第7号から議案第9号までを一括議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

福祉厚生常任委員長、杉山尊宣君。

[福祉厚生常任委員長 杉山尊宣君登壇]

○福祉厚生常任委員長（杉山尊宣君） 福祉厚生常任委員会に付託されました議案第7号から議案第9号までについて、審査の結果と経過を報告いたします。

まず、議案第7号、取手市介護保険条例の一部を改正する条例について、質疑・討論はなく、全員賛成で可決しました。

次に、議案第8号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、2名の委員から質疑がありました。所得割を基金活用して軽減策を生み出す努力が必要と思うが、その件については検討されているのか、という質疑に対して、「先日の一般質問でもお答えしたが、まず県の保険料の統一時期を見据えて、その後、税率等をどのように持っていくのか、保険税統一までの道しるべをつくっていきたいと思っている」との答弁がありました。また、負担軽減の対象者について、所得階層別——国保においては所得に応じて課税されるものだが、全所得の階層にその軽減が及ぶものなのか、という質疑に対し、「全階層について0.25%の計算はされるが、限度額を超える方については、実質の軽減は受けられていない」との答弁があり、公平性についてはどうか、という質疑には、「国の法令で定められたとおりにやるしかないため、実質一部受けられていない層というのは出てきている」との答弁がありました。1名の委員より反対討論があり、議案第8号は賛成多数で可決しました。

最後に、議案第9号、取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、質疑・討論はなく、全員賛成で可決しました。以上です。

○議長（山野井 隆君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

遠山智恵子さん。

[23番 遠山智恵子君登壇]

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。私は、議案第8号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論を行うものです。本議案は、まず、国により子ども・子育て支援納付金課税額が創設されることによる、国民健康保険税額の負担増となる改定案であり、まず、反対の理由がそこにあります。取手市の場合は、基金の活用で軽減されることは、これまで市議会としても基金活用を求めてきたわけで、その立場からすれば評価はするものの、当然の対応でもあります。そもそも、少子化は最大の危機だとする政府が、こども未来戦略に基づき今後3年間で集中的に取り組む加速化プラン施策実施のための財源を、収入の低い加入者の多い国民健康保険税——後期高齢者医療制度のほうでもそうなんですけれども、均等割額に上乘せするというものであり、保険税額の負担増となります。本来、国が子育て予算の拡充というのなら、国は公費そのものを大幅に増やすべきであり、逆に減らしているのが現実です。——これは重大問題と言

わなければなりません。この点を申し述べて、私ども日本共産党は反対の立場を取ります。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号から議案第9号までを採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第7号、取手市介護保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号、取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第10号 取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第4、議案第10号及び議案第11号を一括議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、入江洋一君。

〔建設経済常任委員長 入江洋一君登壇〕

○建設経済常任委員長（入江洋一君） おはようございます。委員長の入江です。建設経

済常任委員会に付託された、議案第 10 号、取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第 11 号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、質疑・討論なく、全員賛成で、議案第 10 号及び議案第 11 号は可決いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（山野井 隆君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第 10 号及び議案第 11 号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第 10 号、取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 10 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 11 号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 少々お待ちください。——採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 11 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 12 号 令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 9 号）

○議長（山野井 隆君） 日程第 5、議案第 12 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。

付託案件について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、小堤 修君。

〔総務文教常任委員長 小堤 修君登壇〕

○総務文教常任委員長（小堤 修君） 委員長の小堤 修です。それでは、委員会に付託されました議案第 12 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 9 号）所管事項につい

て、審査の経過と結果について報告いたします。質疑は1名の委員から、ふるさと取手応援寄附金についてとコミュニティ・スクール事業に要する経費について質疑がありました。討論はありませんでした。採決は、全員賛成で当委員会所管事項を可決しました。なお、議案第12号の質疑の詳細については、委員会記録及び配信されているユーチューブで御確認ください。以上です。

○議長（山野井 隆君） 次に、福祉厚生常任委員長、杉山尊宣君。

〔福祉厚生常任委員長 杉山尊宣君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（杉山尊宣君） 福祉厚生常任委員会に付託されました、議案第12号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）所管事項について、審査の結果と経過を報告いたします。

2名の委員から質疑があり、生活保護の問題で最高裁判決を踏まえた保護費などの追加給付事務に要する経費ということだが、具体的にどのように進められているのか、という質疑に対し、「平成25年に厚生労働省が行った生活保護法による生活扶助基準の改定に基づく実際の決定処分取消し及び国に対する国家賠償を求めた訴訟が提起され、令和7年6月の最高裁判決でデフレ傾向を踏まえた物価調整による保護引下げの決定処分取消しを受けて、当時、生活保護を受給し、保護費が減額された対象者へ保護費の追加給付を行ったもので、国からは令和8年度中に追加支給を終えるように求められており、今回の補正予算が成立した際には速やかに生活保護システムを改修し、追加給付対象者の抽出や給付額の算出を行い、令和8年の第2回定例会において追加給付分の生活扶助費を補正予算として計上させていただきたい」との答弁がありました。

次に、保育体制強化事業補助金について、現場の効果はどの質疑があり、「実際に事業を実施している園に確認したところ、夏の水遊びの際に、職員だけでは手薄になる園の見守り、時間外の業務となっていた、おむつなどのごみの処理対応、散歩の際などの人通りの多い場所での見守りにより安全に園外活動ができているという声が上がっている」との答弁がありました。

討論はなく、議案第12号は全員賛成で可決されました。以上です。

○議長（山野井 隆君） 最後に、建設経済常任委員長、入江洋一君。

〔建設経済常任委員長 入江洋一君登壇〕

○建設経済常任委員長（入江洋一君） 委員長の入江です。当委員会に付託されました、議案第12号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）所管事項について、審査の経過と結果を御報告いたします。1名の委員から質疑があり、執行部より答弁がありました。討論はなく、全員賛成で議案第12号は可決しました。なお、質疑等の詳細につきましては、取手市議会ユーチューブサイト、もしくは議事録を御覧ください。以上で終わります。

○議長（山野井 隆君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

古谷貴子さん。

〔4番 古谷貴子君登壇〕

○4番（古谷貴子君） 公明党の古谷です。議案第12号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）について、賛成の立場から討論させていただきます。今回の補正予算は、国の令和7年度補助事業により前倒しして実施する事業の補正予算の計上です。また、生活保護受給者の医療扶助費の不足に対する保護費の増額と、障害者自立支援給付費の1人当たりの平均利用件数の増加により不足を見込み、補正し増額したものです。医療扶助費の増額や障がい者の自立を支援サポートする事業に補正の増額は、いずれも必要不可欠と考えます。また、重要な補正と思います。以上のことを通して、議案第12号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）の賛成討論とさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第12号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第12号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第13号 令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）

議案第14号 令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第15号 令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第16号 令和7年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（山野井 隆君） 日程第6、議案第13号から議案第16号までを一括議題といたします。

付託案件について、各委員長の報告を求めます。

まず、福祉厚生常任委員長、杉山尊宣君。

〔福祉厚生常任委員長 杉山尊宣君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（杉山尊宣君） 福祉厚生常任委員会に付託されました、議案第

14号及び議案第15号について、審査の結果と経過を報告いたします。

まず、議案第14号、令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑・討論はなく、全員賛成で可決しました。

次に、議案第15号、令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、質疑・討論はなく、全員賛成で可決しました。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 最後に、建設経済常任委員長、入江洋一君。

〔建設経済常任委員長 入江洋一君登壇〕

○建設経済常任委員長（入江洋一君） 委員長の入江です。当委員会に付託された、議案第13号、令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果を御報告いたします。質疑・討論なく、全員賛成で議案第13号は可決いたしました。

議案第16号、令和7年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果を御報告いたします。質疑・討論なく、賛成多数で議案第16号は可決しました。以上で報告を終わります。

○議長（山野井 隆君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第13号から議案第16号までを採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第13号、令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号、令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 15 号、令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 15 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 16 号、令和 7 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第 16 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 17 号 令和 8 年度取手市一般会計予算

○議長（山野井 隆君） 日程第 7、議案第 17 号、令和 8 年度取手市一般会計予算を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

一般会計予算・決算審査常任委員長、鈴木三男君。

[一般会計予算・決算審査常任委員長 鈴木三男君登壇]

○一般会計予算・決算審査常任委員長（鈴木三男君） 委員長の鈴木三男です。それでは、一般会計予算・決算審査常任委員会の審査の経過と結果を御報告させていただきます。一般会計予算・決算審査常任委員会は、3月12日・13日・16日の3日間にわたり、私を含めて11名の委員のメンバーで、議案第17号、令和8年度取手市一般会計予算、当初予算規模は499億1,000万円、前年度当初予算と比較して5億3,000万円減の予算規模について、慎重に審査いたしました。11名の委員から、延べ48回の質疑が、実に115の質疑事項の通告に基づき行われました。また、事前に会派別に請求された資料は計20点、期間中、資料を有効に活用して審査が行われました。

次に、委員会としての総括質疑事項確定のため、委員間協議を行い、その結果、4項目について総括質疑を行うことが決まりました。委員会の様子は全て市議会ユーチューブで配信されており、大変ボリュームがありますが、全て視聴することが可能でございます。また、議員の皆様には会議録も既に配信されておりますので、御確認いただきたいと思います。

私からは、総括質疑の4項目について、御報告させていただきます。

項目1、庁舎の整備に要する経費について。庁舎の建て替えか長寿命化を早急に決定していただくこと。また、そのいずれにしても大きな予算が必要になるため速やかに基金を設定することや、早期に事業実施できる体制を整備すること。子どもから高齢者まで多く

の市民が楽しめる高機能公園を併設したり、市民が表現活動や物販を行えるイベントスペースなどの新しい庁舎を今後どのように進めていくのか、との質疑に対して、「多機能な公共空間を創造することにより、今までの市役所の庁舎という要素だけでなく、子どもから高齢者までの憩いの場や、市民の皆様が様々な活動を行えるスペースといった機能を持たせることにより、来たくなるような庁舎、また、訪れたいくなるような場所にしていく観点も大変重要だと考えている。さらに、日々の業務に当たっている職員の職場環境の面からも、よりよい環境に改善できれば、職員のモチベーションがアップし、さらなる市民サービスの貢献につながっていくのではないかと感じている。一方で、庁舎の整備は長期間大規模な事業になってまいりますので、整備費の負担、それから財源の確保についてももしっかり備えていく必要がある」との答弁がありました。

項目2、こども政策推進に要する経費について。今定例会の一般質問や当委員会の質疑の中で、こども部が司令塔として機能せず、調整役にとどまっているのではないかとという疑義があり、こどもまんなか社会の醸成に向けて、こども部がどのようにプライオリティーを発揮していくのか、との質疑に対して、「本年度は、こども部が立ち上がり、こどもまんなか社会の実現に向けて、新たな施策にも積極的に取り組んでまいりました。こうした取組は、こども部単独で実施したものばかりでなく、庁内各課との連携の下、企画し運用してきている。こども部は、司令塔として庁内の連携や調整を図りながら、子どもや子育て世代に関する施策を横断的に捉え、全庁的な取組として牽引していく役割であると認識している。今後も様々な関係機関と連携しながら、子どもや若者、子育て世代がウェルビーイングでいられる社会の実現に向けて着実に取組を進めてまいります」との答弁がありました。

項目3、教育振興に要する経費について。現在のALTと新年度予算により検討しているJETプログラムによるALTの違い、さらに教育格差は生じないのか、また予算を執行したときの効果についての疑義に対して、「民間会社のALTは、企業による専門的な研修を受け、日本の教育現場での指導経験を積んでいる安定性と実務能力が強みです。一方、JETプログラムによるALTは、日本大使館など、厳しい選考において適性があると評価された方々です。教職経験がある方もいれば、そうでない方もいますが、厳正な選考を通過した高い資質に加え、本市が導入するJETプログラムコーディネーター業務委託による専門的な研修を受けることで、学校現場に即した高い指導力を発揮できるようサポート体制を整えてまいります」との答弁がありました。また、「教育格差を生じないための具体的な取組については、ALT19名、英語ネイティブスペシャルティーチャー1名の計20名を、市内20校全ての小中学校に1名ずつ常駐させ、学校間の機会の差を解消していきます」との答弁がありました。

最後に、項目4、道路維持に要する経費について。複数の市町村を結び、公益交通を担う常総ふれあい道路は、県道として位置づける要件に合致している可能性が高い道路ではないかと考えている。現在の交通実態、とりわけ大型車両混入率を含めた通過交通の状況について、改めて交通量調査等の実態調査を行い、その結果を踏まえて、茨城県へ県道移

管についての要望を行う考えはないか、との質疑に対して、「大型車両の通行も見受けられるなど、物流を含めた通過交通の利用も一定程度あり、将来的には取手豊岡線バイパスとの接続も計画されていることから、さらなる交通量増加も見込まれます。こうした状況を踏まえて本市といたしましては、県政要望事項の一つでもある「未来の交通ネットワークの整備」として、常総ふれあい道路の県道昇格を要望しておりますが、今後の公益的な道路網の整備状況などを見据えながら、引き続き要請を行ってまいります」との答弁がありました。なお、会派としての総括質疑はありませんでした。

討論は、反対討論が1名の委員から、賛成討論が2名の委員からありました。採決の結果、議案第17号、令和8年度取手市一般会計予算は、賛成多数で可決されました。以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） 以上で委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。まず反対討論から。

加増充子さん。

〔24番 加増充子君登壇〕

○24番（加増充子君） 加増充子です。議案第17号、令和8年度取手市一般会計予算に反対討論を行います。物価高騰が続く中、暮らしと営業が一層深刻化する中で、市民に最も身近な地方自治体として、何よりも暮らしと健康第一の新年度予算が切実に求められます。あわせて、地域経済の担い手である中小・小規模企業の支援拡大、食と農を守る米の増産へ農政の転換が必要です。市政運営は、市民を主体にする自治体民主主義が基本です。トップダウンで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律をじゅうりんする取手駅前A街区再開発・図書館等複合公共施設導入方針は撤回すべきです。福祉の増進を図るべき地方自治体として、公共の仕事を民間任せのグリーンスポーツセンター、ウェルネスプラザの指定管理者制度に見るように、企業のもうけの道具へとゆがめられた運営・管理は改善が必要です。社会教育行政がゆがめられる中で、学校老朽化の改修と小学校給食費の無償化へ踏み出したことは、遅れたとはいえ評価します。令和8年度一般会計予算審査に当たり、予算は政治の鏡、行政の設計書と言われ、一般会計予算は、取手市民の福祉の向上に寄与する内容になっているか、その実現のために進められているかが求められるものです。ふるさと納税についてです。この制度は、導入時の目的から外れ、私たちは金持ち優遇の制度であると、これまでも問題提起をしてきました。しかし、取手市は、ふるさと納税について問題点はあるとしながら、市の財源確保の面からも大きな効果があると推進しています。また、寄附の9割が軽減される企業版ふるさと納税で、企業との癒着が全国で問題になっている中で、今後、取手市への影響も大変危惧するものであります。ここ数年、空き家が増えているにもかかわらず、空家等対策計画はあっても、空き家の利活用は進まずの状態です。サイクルステーションは、利用者は減少する一方で、過去の過大施設建設が

非効率な管理運営を余儀なくされ、施設の在り方の検討が求められます。指定管理制度の問題では、ウェルネスプラザについて、経費削減、市民サービスの向上にふさわしく運営されているか大変危惧する問題です。またグリーンスポーツセンターの指定管理者は、利用者に還元するとして、これまでの利益還元が設定されていません。そもそも公共施設は市民の財産です。企業の利益優先で施設を運営される指定管理者制度には反対です。昨年、米価の高騰は消費者に大きな打撃となりました。生産者にとっては、米価が安定し米作が続けられることが強い願いです。水田農業の発展のために、米の価格保障、米作支援を、農業公社と農民・農政の協働で米の増産政策に転換が求められています。低廉で安心して住み続けられる住宅をとのこうした声は、若者や高齢者からも聴かれているにもかかわらず、住宅政策は全く不十分でお粗末なものです。住まいは人権、住まいは福祉の立場で、住宅政策の確立は急務です。学校給食の無償化が令和8年度から小学校が実施となり、中学校の無償化も待たれています。取手市の2大開発、桑原開発・西口開発は、見通しがなく行き詰まった状況です。しかし、市は事業推進のため、さらなる市の負担拡大で押し進めようとし、これ以上の税金の無駄遣いはやめ、西口開発は市の責任で中止し、桑原開発は地権者の合意で見直すべきです。取手市は、「住み続けるほど好きになる街を目指す」と6つの基本項目を挙げていますが、令和8年度の新年度予算は、この基本姿勢を具現化できる取手市になっているか。自治体として、子育て・福祉・地域経済の活性化で、安心して住み続けられる取手となっているか問われる新年度予算になっていることを指摘し、反対討論といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかに討論ございませんか。

入江洋一君。

〔21番 入江洋一君登壇〕

○21番（入江洋一君） みらい、入江洋一です。議案第17号、令和8年度取手市一般会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。このたびの予算・決算審査常任委員会におきましては、3日間にわたる慎重な審議、鈴木委員長をはじめ委員の皆様、大変お疲れさまでした。私も一委員として、限られた時間の中ではございましたが、様々な視点からの問題提起や質疑がなされ、大変有意義な議論が交わされたと感じております。令和8年度当初予算では、重点事業として見守りおむつ定期便事業や産婦人科・小児科オンライン相談、母子健康手帳アプリ機能拡充事業などが予算化されております。少子化が進行する中、安心して子どもを産み育てられる環境の整備や、取手市が若い世代から選ばれるまちとなるための重要施策であると考え、高く評価します。また、このほかにも、上高井、桑原、野々井の3路線における通学路の路側帯カラー化や、歩者道分離を行う通学路安全対策整備事業をはじめ、取手東小学校体育館長寿命化改良・校舎改修事業や、藤代南中学校防球ネット改修事業など、児童生徒の生命を守り安全安心な学校活動につながる環境整備事業が数多く予算化されております。委員会冒頭の市長の挨拶にもございました、こどもまんなか社会の実現に向けた、取手市の未来を担う世代への投資が着実に反映されているものと考えます。本予算案は、物価高騰や人口減少といった厳しい社会情勢におい

ても、限られた財源の中で行財政運営の継続性に配慮しつつ、市民の暮らしを守り、将来に希望をつなぐための現実的かつ前向きな予算であるとともに、市が掲げる「住み続けるほど好きになる街」の実現を目指した予算が編成されていることを評価し、私の賛成討論といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

佐藤隆治君。

[20 番 佐藤隆治君登壇]

○20 番（佐藤隆治君） 皆様、おはようございます。創和会の佐藤隆治です。3日間、鈴木委員長はじめ委員の皆様、そして中村市長はじめ執行部の皆様、事務局の皆様、大変お疲れさまでございました。議案第17号、令和8年度取手市一般会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。昨今、緊迫する国際情勢の影響などにより、物価高をはじめ市民生活にも影響は多方面に及んでいる中、市としても政府の総合経済対策の関係事業をはじめ各種事業に対して対応していただいているところですが、行財政運営においては、引き続き国内外の動向に注視しながら、弾力的に対応していく必要があります、予断を許さない状況であると感じております。このように先行き不透明感が増している中でも、市民が安心して暮らすことができ、希望を持てるまちづくりを推進していくためには、健全な財政運営を維持し、持続可能な自治体運営に向けた取組を進める一方で、市長が掲げる「挑戦をしていくこと」も欠かせないことであり、予算編成においてはその意思がしっかりと反映されていることが肝要であります。そして、令和8年度は中村市長の任期の4年目、つまり1期目の最終年度を迎えることとなります。さきの私の一般質問においても、この任期の総仕上げに向けた取組がどのように展開されていくのか、またその効果をどのように市民へ届けていくのかなど、主要施策について市の考えや方向性などを確認させていただきました。答弁からは、今後に向けた市としての意気込みをひしひしと感じられましたので、これらの事業の展開には私も期待をしているところでございます。

さて、本予算についてですが、スマホ市役所に代表されるデジタル技術を活用した取組が多方面で盛り込まれております。妊産婦や子育て世代の安心安全や利便性の向上に向けては、LINEを活用した産婦人科医・小児科医・助産師によるオンライン相談やT o r i C o（トリコ）の機能拡大、こども・若者まんなか応援サイトの開設が予算計上され、心強い支援が手軽に活用できる内容となっております。また、子どもたちの未来を見据えた教育環境の充実に向けても、生成AI英語学習アプリの導入により、場所や時間を選ばず英語学習ができる環境を整えるとともに、生成AIの搭載型ロボットを導入することにより、最先端のプログラミング教育を推進し、子どもたちの可能性を広げられる取組が盛り込まれております。これらのデジタル技術に関する予算は、単なる予算導入にとどまらず、子育て支援や教育環境の充実を通じて、市が目指す、こどもまんなか社会の実現にも大いに寄与するものであると高く評価をしております。さらに、市のオリジナルLINEスタンプやショート動画コンテンツも予算計上されております。市民の皆様も巻き込みながら、取手のよさをみんなで大きく広げていこうとする大変すばらしい取組だと感じてお

ります。非常に楽しみにしておりますので、大いに盛り上げていただければと思っております。

そして、取手庁舎整備基本構想策定支援業務委託料の予算が計上されました。先日も申し上げましたが、庁舎が使いやすくなることで、市民サービスの向上や生産性の向上、環境負荷低減など利点は様々ありますが、何といても町のシンボルになり得るものだと考えております。スマホ市役所などの進展で来場者の減少が見込まれるという見方もある一方で、防災機能や交流機能など、これまでの庁舎にない機能の複合化など、検討の際に視野に入れるべきものも少なくないのではないかと感じていますが、いずれにしても、取手の未来に合った形で進めていただきたいと思います。

以上、挑戦していく姿勢もしっかりと反映された令和8年度の一般会計予算を高く評価するとともに、中村市長の4年目の市政運営に大きく期待をして、議案第17号、令和8年度取手市一般会計予算の賛成討論といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

落合信太郎君。

〔14番 落合信太郎君登壇〕

○14番（落合信太郎君） 落合でございます。議案第17号、令和8年度取手市一般会計予算に、賛成討論をさせていただきます。令和8年度一般会計予算は、市内公共施設の長寿命化や改修事業、また高齢化等に伴う社会保障関連経費の増加、さらには物価高騰による賃金上昇等による委託料の経費の増加など、厳しい財政状況という現実に向き合いながらも市民の安全安心を堅持しつつ、こどもまんなかを掲げ、単なる福祉の充実にとどまらず、持続可能な取手市の未来への投資もしっかりと編成されたものと評価をいたします。

数ある中から2点だけ申し上げますと、新規事業であります見守りおむつ定期便、これは乳児のいる家庭へおむつ等の用品を届けるとともに、見守り支援員が訪問し、保護者等を精神的・経済的に支援する事業です。こども施策を進化させた事業であり、取手市は子育てを孤立させないという力強い姿勢を感じます。

もう一つは、学力向上推進事業です。生成AI英語学習アプリ導入事業、英語エキスパート育成プロジェクト事業など、本市の全ての児童生徒が公教育の場で質の高い英語教育が受けられる、子どもたちが未来を切り開くための確かな学力が育まれるよう期待をします。以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

長塚美雪さん。

〔1番 長塚美雪君登壇〕

○1番（長塚美雪君） 創和会、長塚美雪です。議案第17号、令和8年度取手市一般会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。本予算には様々な施策が盛り込まれておりますが、本討論ではこども施策に焦点を当てて申し上げます。こども部創設後、初めて編成された予算として、本予算はこども部にとどまらず、全庁的にこども施策の充実が図られている点を評価いたします。24時間対応のオンライン相談事業については、時

間や場所にとらわれず専門職へ相談できる体制を整備するものであり、子育て世代の不安軽減と安心感の向上に資する取組として評価をいたします。また、放課後子どもクラブにおけるオンライン申請や入退室管理のシステム導入、5歳児健診、見守りおむつ定期便に加え、こども・若者まんなか応援サイトの開設や、公園のさらなる充実も進められており、子どもたちや家庭が必要な支援や環境にアクセスしやすい体制が整えられている点でも評価をいたします。一方で、これらの事業がいかに利用され支援につながるかが重要であり、事業の実効性の確保は不可欠です。以上、本案に賛成いたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） 根岸裕美子です。議案第17号、令和8年度取手市一般会計予算について、賛成討論いたします。令和8年度当初予算の概要説明を受けた際、まず強く感じたのは、この予算が市民生活の安定と未来への投資をバランスよく両立させているという点です。人口減少や物価高騰、災害リスクの高まりなど、自治体を取り巻く環境が厳しさを増す中であっても、今必要なことと将来に向けて備えることを丁寧に見極め、限られた財源を最大限に生かそうとする姿勢が明確に表われていると感じました。特に、市民の暮らしを支えるインフラ整備に必要な予算をしっかりと確保していること。そして、こどもまんなか社会の実現に向け、子育て世帯のニーズに真摯に向き合い、実効性のある支援を展開していることは、高く評価できる点です。これらは、市が「今」を支えながら未来をつくるという責任を果たそうとしている証拠であり、今回の当初予算はその方向性を具体的に示すものだとして受け止めております。その上で、今回の予算に盛り込まれた新規事業は、この大きな方向性をさらに確かなものにする内容となっています。まず見守りおむつ定期便事業は、子育て初期の負担軽減に加え、家庭の孤立を防ぐ見守りの機能を備えた非常に意義のある取組です。単なる物品支給にとどまらず、必要な支援につなげる入り口としても期待できます。また、ICTを活用した産婦人科・小児科オンライン相談事業は、医療アクセスが限られる時間帯や地域においても安心して相談できる体制を整えるものです。子育て世帯の不安を軽減し、早期相談・早期対応を促す仕組みとして重要であり、こどもまんなか社会の実現に向けた大きな一歩です。

次に、井野公民館改修事業や取手東小学校長寿命化事業、公共施設LED化事業は、老朽化対策と省エネ化を同時に進めることで、将来の維持管理コストを抑えつつ、市民が安心して利用できる施設環境を整える取組です。さらに庁舎整備基本構想策定事業は、行政サービスの拠点としての庁舎を、災害対応力、利便性、効率性の観点から再検討するための第一歩です。将来の大規模投資に向け、今の段階でしっかり方向性を定めることは極めて合理的であり、長期的な視点に立った行政運営として評価いたします。また、排水機場双葉第二ポンプ場改修事業は、気候変動による豪雨リスクが高まる中、まさに待ったなしの課題です。

以上のように、今回の当初予算に盛り込まれた事業は、いずれも市民の暮らしの安全安

心を守り、未来への投資を着実に進めるための重要な施策です。市民の声や現場の課題を丁寧に反映し、財政規律を保ちながら必要な投資を行っている点も評価いたします。以上、賛成討論といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

岡口すみえさん。

〔3番 岡口すみえ君登壇〕

○3番（岡口すみえ君） 創和会、岡口すみえでございます。議案第17号、令和8年度取手市一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

一般会計予算につきましては、とりで未来創造プラン2024の3年目として、こどもまんなか社会の実現をはじめ、まちづくりの各施策を着実に推進する内容となっているものと受け止めております。とりわけ、学校教育の充実に力を入れている点は大いに評価するものであります。ALT全校配置、英語教育の充実に始まり、プログラム教育では生成AIロボットを導入、また様々な教育環境の整備など、未来を担う子どもたちへの投資は、本市の将来を支える重要な取組であると考えます。また、駅周辺整備や子育て支援、医療・福祉の充実、さらには安全安心な生活を支えるインフラ整備など、取手市民の生活に直結する施策が幅広く盛り込まれている点も評価するところであります。

以上のことから、本予算が取手市民の暮らしの向上と持続的な発展につながるものと期待し、本議案に賛成いたします。以上です。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

佐野太一君。

〔6番 佐野太一君登壇〕

○6番（佐野太一君） 佐野太一です。議案第17号、令和8年度取手市一般会計について、賛成の立場から討論いたします。令和8年度の一般会計予算は、その内実を見ますと、社会保障関係経費の増加や物価高騰への対応など、行政を取り巻く環境は依然として厳しい現状にあります。そうした中で、市民生活を支える行政運営を維持しながら、新たな事業が編成された予算であると受け止めております。一例としまして、子育て支援の分野においては、乳児家庭への訪問と子育て用品の提供を組み合わせた新たな見守り支援の取組が位置づけられており、こうした家庭に寄り添う支援の充実は、今後の展開に期待しながら、その効果を丁寧に見ていく必要があると考えます。また、双葉第二ポンプ場の改修や非常用電源の検討は、近年の気象状況も踏まえた浸水対策として重要な施策であり、市民生活の安全を守る観点からも、着実に進めていただきたい取組でもあります。また、道路管理に関する予算におきましては、市として道路整備や維持管理について、予防保全の視点も重視して取り組む考えが示されました。インフラの老朽化が進む中で、将来を見据えた維持管理の在り方として、こうした考えは重要であると考えます。加えて、副委員長による総括質疑において取り上げられた、庁舎整備、こども政策、教育振興、道路維持といった各分野は、いずれも今後の市政運営において重要なテーマであり、それぞれの方向性や方針が示されたことも踏まえ、これらの施策が着実に前進していくことを期待するもの

であります。本予算には、市民生活を支える基礎的な行政運営の維持や、多様な施策への工夫といった点が多いことも踏まえ、本予算を前に進めていくことには大変な意義があると判断し、本議案に賛成といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。これで、1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第17号、令和8年度取手市一般会計予算に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第18号 令和8年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
議案第19号 令和8年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
議案第20号 令和8年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
議案第21号 令和8年度取手市介護保険特別会計予算
議案第22号 令和8年度取手市競輪事業特別会計予算
議案第23号 令和8年度取手地方公平委員会特別会計予算

○議長（山野井 隆君） 日程第8、議案第18号から議案第23号までを一括議題といたします。付託案件について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員長、小堤 修君。

〔総務文教常任委員長 小堤 修君登壇〕

○総務文教常任委員長（小堤 修君） 委員長の小堤です。それでは、委員会に付託されました議案第23号、令和8年度取手地方公平委員会特別会計予算について、審査の経過と結果について報告いたします。

質疑、討論ともありませんでした。採決は、全員賛成で可決しました。以上です。

○議長（山野井 隆君） 次に、福祉厚生常任委員長、杉山尊宣君。

〔福祉厚生常任委員長 杉山尊宣君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（杉山尊宣君） それでは、福祉厚生常任委員会に付託されました、議案第19号から議案第21号までについて、審査の経過と結果を報告いたします。

まず、議案第 19 号、令和 8 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算について、3 名の委員から質疑がありました。国保財政調整基金について、以前の執行部からの説明では、七、八年後ぐらいにはほとんど基金がなくなるというようなシミュレーションもあったと思うが、現在はまだ 42 億円ぐらいあるということで、所得割の税率等の見直しを検討されたのか、という質疑に対し、「県内の保険料水準の統一時期を見据え、引き続き基金の活用については皆様の御意見を聴きながら進めていきたい」という答弁がありました。また、特定健診の健診項目を基金の活用として増やしてはどうかという提案をしてきているが、その後の検討はいかがか、という質疑に対し、「前向きに検討するような回答をしていると思うが、特定健診自体は法定で項目が決まっており、特定健診の項目を増やすというのは現実的にはできず、言葉としては特定健診と同時にできる検査項目について検討してきた結果、今年、胃がんリスク検査を実施する」という答弁がありました。次に、国保基金から一般会計に繰り入れられた場合、その基金の性質は一般財源という認識でよろしいのかどうか、という質疑に対し、「国保税は目的税であるため、一般会計に戻して使うという意味では、それなりに慎重な検討が必要であると財政規律上も考えている。その上で、国保税の目的に即した形で一般会計側で使うというような検討がなされていくのでは」という答弁がありました。1 名の反対討論があり、議案第 19 号は賛成多数で可決されました。

続いて、議案第 20 号、令和 8 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算について、1 名の委員から質疑がありました。後期高齢者の保険料の内容が大きく変わったが、この点についてどのように認識されているのか、という質疑に対し、「後期高齢者医療保険料については、茨城県の広域連合で制定するものとされており、広域連合で制定された料率で賦課をさせていただいている」という答弁がありました。1 名の反対討論があり、議案第 20 号は賛成多数で可決されました。

最後に、議案第 21 号、令和 8 年度取手市介護保険特別会計予算について、1 名の委員から質疑がありました。ケアマネジャーさんの不足が現在起きていると思うが、現在何人働いているのかという質疑に対し、「取手市内の居宅支援事業者に登録されているケアマネジャーさんは、90 人前後と把握している」という答弁がありました。

続いて、取手市として財政支援を行ってケアマネジャーさんの確保を考えていないのかという質疑に対し、「近隣の市町村などを参考にさせていただきながら検討しているところだが、国のほうでも、介護居宅支援事業所に、今まで加算がついてなかったところを給付を上げていく——上げていきましょうというようなところもあり、国の動向を見ながら、引き続き市のほうでも検討していきたい」という答弁がありました。1 名の反対討論があり、議案第 21 号は賛成多数で可決されました。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 最後に、建設経済常任委員長、入江洋一君。

〔建設経済常任委員長 入江洋一君登壇〕

○建設経済常任委員長（入江洋一君） 委員長の入江です。当委員会に付託された、議案第 18 号及び議案第 22 号の審査の経過と結果を御報告いたします。

まず初めに、議案第 18 号、令和 8 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算について、2 名の委員から質疑があり、それぞれ執行部から答弁がありました。

次に、議案第 22 号、令和 8 年度取手市競輪事業特別会計予算について、1 名の委員から質疑があり、執行部より答弁がありました。

両議案とも賛成多数で、議案第 18 号、議案第 22 号は可決されました。なお、質疑等詳細につきましては、取手市議会ユーチューブサイトもしくは議事録を御覧ください。以上で御報告を終わります。

○議長（山野井 隆君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

本田和成君。

〔2 番 本田和成君登壇〕

○2 番（本田和成君） 日本共産党、本田和成でございます。議案第 18 号と、あと議案第 22 号について、反対討論させていただきます。

まず議案第 18 号、令和 8 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算について、反対討論をいたします。取手駅西口は、区画整理事業に 32 年を要し、ウェルネスプラザやサイクルステーションなど箱物を除いても、総事業費が 220 億円の税金が投入され、令和 7 年度で終結となります。しかしながら、現在の物価高騰の影響により、西口の再開発関係その他の事業を合わせれば、今後の事業費が当初の想定を大きく上回ることは明らかで、事業全体の見通しには大きな不確実性を伴っております。2 月 27 日には A 街区の再開発都市計画決定はされましたが、同時に都市計画法第 57 条の公告がされ、地権者の意向によっては、市が用地取得を余儀なくされる可能性もあり、さらなる財政負担が懸念されます。令和 8 年度、この本特別会計予算は 7 億 6,979 万 3,000 円でございます。令和 8 年度には、内装基本設計業務委託料 3,300 万円が新たに計上されておりますが、内装基本設計は、基本計画策定に当たり市民の意見を収集してからというものの、一部並行していくという御答弁があったことから、市民の意見がどのように反映されていくのか、市民の意にかなった計画になるのかどうか、疑問が残る状況です。また、新たな事業として、交通環境改善整備事業で 997 万 7,000 円が計上されておりますが、総事業費や財源が示されておらず、計画の全体像が見えておりません。西口再開発事業は、A 街区の再開発ビルや複合公共施設による駅前のにぎわい創出を目的としておりますが、にぎわいとは具体的に何を示しているのか、どのようににぎわいを創出するのか、抽象的な表現にとどまっております。来街者や経済効果など数値的な指標も———指標や目標値も示されておられません。物価高騰による今後の事業費はどこまで膨れ上がっていくのか、それをどこまで想定しているのか、こういった状況でこの事業を進めていくことができるのか、大きな疑義がございます。多額の事業費を投入し、取手市民にとって、そして取手市にとって、どのような

効果があるのか。また、公共の福祉に寄与するものなのか。未来の子どもたちのため、将来にわたって福祉の増進ができるものなのか。これらが見えてきておりません。このように、事業効果及び費用の両面において不透明なまま予算を積み上げていくことは、将来への財政リスクを拡大させるものと考えております。以上の理由から、日本共産党といたしまして、本特別会計予算を認めることはできません。計画のさらなる精査と情報公開の徹底が必要だと考え、反対討論といたします。

続きまして、議案第 22 号、令和 8 年度取手市競輪事業特別会計予算について、反対討論をいたします。競輪は自転車競技法で定められた公営競技であります。この法律には地方財政の健全化や社会福祉の増進が掲げられております。金銭をかけるギャンブルとしても例外的に認められているものです。しかし、地方自治体の本来の使命は、市民の健康で文化的な生活を保障することにあります。また、本市が掲げる将来未来像、将来都市像、「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」に照らしても、射幸心をあおることで財源を得ることは、本来あるべき地方自治の姿や教育的・倫理的観点から不適切であると考えております。令和 7 年度の競輪事業特別会計当初予算では、一般会計への繰り出しは 3,000 万円でしたが、議案第 16 号の補正予算では 2 億 2,000 万円と大幅に増額がされております。このような大きな変動は、競輪事業による収入が非常に不安定であることを示しております。本議案でも、令和 8 年度当初予算で一般会計への繰り出しを 4,000 万円計上しておりますが、こうした不安定なギャンブル収入を——収益を財源として当てにすることは、果たして健全な財政と言えるでしょうか。また、競輪収益の裏側には、依存症や生活破綻に苦しむ人々の存在があります。こうした人々の不幸の上に成り立つ収益は、自転車競技法が掲げる社会福祉の増進という目的に合致しているとは言えません。市民の生活を守る観点からも、競輪事業からの収益を当てにした財政運営は適切じゃないと考えます。以上を申し上げまして、日本共産党といたしまして、反対といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

染谷和博君。

〔19 番 染谷和博君登壇〕

○19 番（染谷和博君） 染谷和博でございます。議案第 22 号、令和 8 年度取手市競輪事業特別会計予算について賛成の討論をいたします。取手競輪場において、取手市への繰出金は 2 億 2,000 万円となり、昭和 32 年から令和 7 年までの繰出金は 122 億 1,092 万 5,000 円となりました。また、基金残高も 1 億 7,822 万 6,871 円と 1,000 万円増加しております。競輪事業には、多くの人々に楽しみを提供するだけでなく、地域経済の活性化やスポーツ振興にも寄与しています。また、うれしいニュースとして、取手市でも毎年開催しているフランス発の自転車競技シクロクロスが、複数の海外メディアによると、2030 年にフランス、アルプスで行われる冬季オリンピック競技に追加されるという報道がなされております。競輪の売上げは、高度経済成長期に大きく伸びましたが、しかし、2013 年度には一時、最低を記録しました。その後は回復基調にあります。競輪事業は社会貢献活動をし

ています。災害支援活動、地域交流活動、スポーツ振興と研究支援、機械工業振興、教育文化活動の支援などです。競輪事業は自治体にとって重要な財源の一つとなっており、その収益は地域住民の生活向上や公共サービスの充実に活用されています。取手競輪場はギャンブル等依存症対策基本法に基づき、ギャンブル依存症対策にも取り組んでおります。取手競輪場はスポーツの発展、社会貢献の意義、そして税収の面からも、取手市に必要な施設であることを述べ、賛成の討論といたします。

○議長（山野井 隆君） 討論ありませんか。

加増充子さん。

[24 番 加増充子君登壇]

○24 番（加増充子君） 加増充子です。私のほうからは、19、20、21 号の反対討論をさせていただきます。

まず、議案第 19 号、令和 8 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算の反対討論を行います。令和 8 年度の国民健康保険事業特別会計予算規模は 94 億 7,749 万 7,000 円、前年度当初予算と比較し 2 億 9,884 万 1,000 円の減となっています。主な減の要因は、被保険者の保険者数の減に伴う医療給付費、療養給付費の減などによるものとなっております。令和 8 年度の国民健康保険特別会計予算は、保健事業費の疾病予防費で、疾病の早期発見・早期治療で健康増進を図ると、人間ドック助成対象の年齢を 18 歳以上に拡充、胃がんリスク検診の実施などが盛り込まれました。国保加入者の健康増進のためにも、さらなる保健事業の拡充は必要です。これまで国保加入者の皆さんから、40 億円にもなる基金は加入者へ還元してほしい、後期高齢者に移行した方には、一般会計に繰り入れ高齢者支援に還元してほしいと要望が出されてきました。また委員会の中でも、国保会計を審査する中で、40 億円もの基金の活用が度々議論されてまいりました。しかし、取手市は、保険料の県統一時期を見据えて検討していくと答弁を繰り返してきました。議案審査に向け市が提示した資料では、基金残高が令和 7 年度見込みで 42 億 5,870 万 6,245 円、令和 8 年度当初予算見込みは 39 億 4,808 万 7,245 円となっています。以前の福祉厚生常任委員会で、40 億円の基金は七、八年後にはなくなると不確かなシミュレーションまで示し、説明してきました。しかし、基金が大幅な減にはならず、40 億円前後を推移している現状であります。市が言い続けた根拠は既に崩れてきています。取手市は、国民健康保険特別会計の基本方針で、持続可能で健全な国保財政の運営を実現する。そのためには、国保会計の収支と支出のバランス、これを維持しなければならない。単年度決算においても適正な運営を確保している。単年度収支が基本だ、と繰り返されてきました。基金が 20 億円から 40 億円前後で 10 年近くも推移している状況が、収支のバランスを維持し、単年度収支を基本とする適正な運営を図ってきたと言えるのでしょうか。基金をここまで積み上げている自治体はありません。財政運営の基本を踏み出す——失礼いたしました。財政運営の基本を踏み外す、国保会計の不正常な運営を速やかに改め、物価高騰で毎日の暮らしが脅かされている現状の下、国保加入者への還元給付、国保税を払い続けて後期高齢者に移行した方にもきちんと還元することが、市の責任です。国保法の理念に基づいて運営を行

うことです。以上述べまして、議案第 19 号の反対討論といたします。

議案第 20 号、令和 8 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算の反対討論を行います。後期高齢者になった方々から、後期高齢者医療保険料が高く、物価高騰の中、少ない年金で生活が大変だとよく聴かれます。さらに、医療機関にかかれば、医療費が 1 割負担から 2 割負担になったなど、高齢者にとっては厳しい状況です。茨城県後期高齢者保険料率は、均等割額が 4 万 7,500 円が令和 8 年度・9 年度は 4 万 9,500 円となり、令和 8 年度から子ども・子育て支援納付金 1,400 円が上乘せされます。所得割の税率は子ども・子育て支援納付金と合わせて 9.6% ですが、均等割だけで 3,400 円の増額と合わせると、保険料はどれだけになるか心配は絶えません。高齢者になれば医療機関にかかることが多くなってきます。安心して暮らしたいと願う高齢者の気持ちを踏みにじる何物でもありません。最後に、委員会の中で後期高齢者医療保険料の減免状況について伺うと、県の広域だから把握してない、との答弁が返ってきました。取手市の高齢者の保険料の実態をつかみ現状を把握していくことが、取手市としての責任です。広域だからとの考え方は無責任過ぎます。取手市の高齢者の安心した暮らしを支えるために、市は努力すべきです。以上、議案第 20 号の反対討論といたします。

議案第 21 号、令和 8 年度取手市介護保険特別会計予算の反対討論をいたします。取手市の令和 8 年 1 月 1 日現在の 65 歳以上の人口は 3 万 6,472 人、高齢化率は 34.4% となり、介護認定者は 6,330 人、認定率は 17.4% と示されています。特に、認定者数は、令和 4 年から比較しますと 1,188 人の増で介護サービスが求められてきます。サービスを受けるにも、ケアマネジャーは不可欠です。市は必要な方に必要なサービスが提供されるよう、地域包括システムの進化、推進を図るとしてはいますが、実際は、ケアマネジャー不足でサービスが受けられない事態が見られています。御家族にすれば、どこに相談すればいいのか不安は尽きません。市内のケアマネジャーは 90 名前後と言われますが、取手市外からのケアマネジャーでサービスを受けられたとの事例も少なくありません。この問題は、繰り返し議会でも改善が求められてきました。例えば、ケアマネジャーの不足を改善するために、事業所、またケアマネジャー直接の支援を取手市は行うべきです。高齢者が増え、介護認定者も増えていく中で、緊急課題です。しかし、取手市としての改善策は見られませんでした。また、国の介護保険制度の見直しのたびに、高齢者や御家族の方々への負担も厳しくなっています。介護の社会化との目的で始まった介護保険制度が、受皿の介護事業者の縮小、閉鎖などで自宅介護が余儀なくされているのが現状であります。安心して受けられる介護制度実現に取手市も真剣に検討するときではないでしょうか。以上を申しまして、議案第 21 号の反対討論といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

根岸裕美子さん。

〔8 番 根岸裕美子君登壇〕

○8 番（根岸裕美子君） 根岸裕美子です。議案第 22 号、令和 8 年度取手市競輪事業特別会計予算について、反対討論いたします。競輪事業が市の財政に貢献していることは事

実です。とはいえ、自治体がギャンブル事業【「ギャンブル事業」を「公営ギャンブル事業」に発言訂正】を運営することの倫理的問題のほうが重大であると考えます。自治体の使命は、住民の福祉の増進を図ることです。しかし、競輪事業は本質的に参加者の損失を前提として収益を得る仕組みで、勝者がいれば必ずそれ以上の敗者が存在します。また、競輪事業はギャンブルへのアクセスを容易にし、依存症のリスクを高める要因となり得ます。依存症は本人の生活破綻にとどまらず、家族の崩壊、多重債務、さらには自殺や犯罪にまで至る深刻な問題を引き起こします。市独自にギャンブル依存への対策が難しい状況で、少しでもギャンブル依存症発症を助長することに加担する状況は、倫理的に問題があると考えます。よって、本議案に反対します。

〔「議事進行上の発言」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

〔21番 入江洋一君登壇〕

○21番（入江洋一君） ただいま、根岸さんの討論の中で、「自治体がギャンブル事業」と申しておりましたが、公営ギャンブルなので、その辺は正式に「公営ギャンブル」と言い直していただきたいと思います。公営ギャンブルとギャンブルは違うから。

○議長（山野井 隆君） どうしますか。正式には公営ギャンブル事業というのが正式名称ですので、誤解を生む——誤解を生んでしまいますので、言い直していただいたほうが適切だと思います。

根岸議員。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） ただいまの私の反対討論の発言に際しまして、【「ギャンブル事業」と申しましたが、正式には「公営ギャンブル事業」ということで、訂正をお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 議長は訂正を認めます。

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 以上で、1回目の討論を終わります。

これから、2回目の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 以上で討論を終わります。

これから、議案第18号から議案第23号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第18号、令和8年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号、令和8年度取手市国民健康保険事業特別会計予算に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号、令和8年度取手市後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号、令和8年度取手市介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号、令和8年度取手市競輪事業特別会計予算に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第23号、令和8年度取手地方公平委員会特別会計予算に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第25号 取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第 9、議案第 25 号、取手市個人番号の利用及び特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 議案第 25 号、取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、国が進める基幹業務システムの標準化において、共通機能として必要となる住登外者宛名番号管理機能を実装するに当たり、個人番号の独自利用を行う事務として条例の整備の必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（山野井 隆君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 25 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 25 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、議案第 25 号を採決します。この採決は採決システムを用いて行ひます。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第 25 号、取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前 11 時 46 分休憩

午前 11 時 49 分開議

○議長（山野井 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 意見書案 アメリカ・イスラエルのイラン攻撃を即時中止し、外交
第 1 号 努力による平和的解決を求める意見書について

○議長（山野井 隆君） 日程第10、意見書案第1号、アメリカ・イスラエルのイラン攻撃を即時中止し、外交努力による平和的解決を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、金澤克仁君。

〔議会運営委員長 金澤克仁君登壇〕

○議会運営委員長（金澤克仁君） 金澤です。意見書案第1号、アメリカ・イスラエルのイラン攻撃を即時中止し、外交努力による平和的解決を求める意見書についてでございます。まず、議会運営委員会委員全員の御賛同を得まして委員会提出のあったことを、まず申し伝えさせていただきます。それでは、意見書案について御説明をさせていただきます。

アメリカ・イスラエルは、2月28日にイランへの先制攻撃を開始し、イランもイスラエル等米軍が駐留する周辺諸国に報復攻撃を行いました。このことは、武力攻撃の禁止を定めた国連憲章第2条第4項「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」に違反します。アメリカとイスラエルは、直ちに武力攻撃を中止し、外交努力による平和的解決に努めるべきです。

との内容でございます。慎重審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 以上で、提出者の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書案第1号につきましては、委員会提出議案のため、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託しません。

これから討論を行います。討論はありますか。

佐野太一君。

〔6番 佐野太一君登壇〕

○6番（佐野太一君） 佐野太一です。アメリカ・イスラエルのイラン攻撃を即時中止し、外交努力による平和的解決を求める意見書（案）について、賛成の立場で討論いたします。今回の中東情勢の急激な緊張の高まりは、武力の応酬が連鎖し、事態がさらに拡大していく強い懸念を伴うものです。こうした軍事的衝突は兵士だけでなく、多くの民間人の命や日常を奪い、取り返しのつかない現実があります。そして、この問題は決して中東にとどまるものではありません。原油市場の不安定化など、既に日本の経済や市民への影響が現

れています。だからこそ今必要なのは、事態をこれ以上悪化させないことです。国連憲章の原則に立ち返り、武力ではなく平和的な解決を図ることです。本意見書は、武力の応酬による事態の深刻化を防ぎ、国際社会が共有してきた平和的解決の原則に立ち返るよう求めているものであり、その趣旨は極めて妥当であると考えています。また、市民生活に直結するエネルギーや経済への影響が現に生じている中で、こうした問題について議会として明確な意思を示すことは、現実には即した責任ある立場であると考えます。平和を守り、これ以上犠牲と影響の拡大を食い止めるため、外交による解決を強く求めることは、今議会として果たすべき責任であります。以上のことから、本意見書案に賛成いたします。以上です。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 日本共産党、本田和成でございます。アメリカ・イスラエルのイラン攻撃を即時中止し、外交努力による平和的解決を求める意見書について、賛成討論をさせていただきます。現在の中東情勢は、日々刻々と変化しており、アメリカ・イスラエルとイランの対立の激化、報復の連鎖が続き、極めて深刻な事態に陥っていく危険性がございます。戦闘の長期化は多くの命を奪うだけではなく、エネルギー供給の混乱や物価の上昇など、日本を含む世界全体に深刻な影響を及ぼしております。こうした中、武力による解決ではなく、外交による平和的解決を求める本意見書の意義は、極めて大きいものでございます。国際法の原則と平和主義を掲げる日本として、戦争の拡大を防ぎ、対話を促す立場を明確に示すべきです。また本市は、非核兵器平和都市宣言をはじめとし、様々な平和な取組をしております。一刻も早い収束を願い、取手市議会として本意見書を提出し、その立場を表明することは極めて重要だと思っております。以上、本意見書への賛成討論といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） 根岸裕美子です。アメリカ・イスラエルのイラン攻撃を即時中止し、外交努力による平和的解決を求める意見書について、賛成討論いたします。日本は憲法において平和主義を掲げています。その理念を現実の国際情勢に照らして具体的に示すことは、国政だけではなく、地方自治——地方議会にも求められる重要な責務です。私は、社会をよりよくするためには、市民一人一人が自分で考え、自分で行動することが不可欠であると考えています。国際情勢は遠い世界の出来事のように見えますが、実際には私たちの暮らしや価値観に深く関わってきます。だからこそ、市民が世界の動きを知り、自らの判断で意見を持ち、声を上げることができる社会を育てる必要があります。その起点となるべき場所が、まさにこの取手市議会です。議会が明確な姿勢を示すことで、市民が自分も考えてみる、自分も行動できるかも、と感じられる土壌が生まれます。今回の意

見書は、そうした市民の主体性を育てるための大切な一歩であると確信しています。軍事行動は新たな暴力を生み、民間人の苦しみを増幅させるだけです。国際社会が求めるべきは、武力ではなく、対話と外交による解決です。取手市議会が、この意見書を通じて国に対し平和的解決を求める姿勢を示すことは、市民の命と未来を守るための地方議会としての誠実な行動であると考えます。よって、本意見書に賛成します。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、意見書案第1号を採決します。採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

意見書案第1号、アメリカ・イスラエルのイラン攻撃を即時中止し、外交努力による平和的解決を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第11 閉会中の所管事項調査の申出及び閉会中の所管事務調査の申出について

○議長（山野井 隆君） 日程第11、閉会中の所管事項調査の申出及び閉会中の所管事務調査の申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、サイドブック스에登載した各委員長の申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり決定しました。

以上で、今定例会の日程は全て終了しました。

これで令和8年第1回取手市議会定例会を閉会します。

午前11時59分散会及び閉会

地方自治法第123条第2項の6の規定により署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

速報版 • 未校正